

令和7年度

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書 (案)
 - 可分業務内訳書
 - 作業仕様書
 - 作業位置図
- 2 契約情報の公表様式
- 3 入札者注意書

京都大阪森林管理事務所

刈払業務請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 業 務 名 高台寺山国有林外境界線刈払業務請負
- 2 業 務 場 所 京都府京都市 高台寺山国有林108い林小班外
- 3 業 務 量 境界線刈払 8.38 km
(一部刈払物の運搬を含む)
- 4 業 務 期 間 契約締結の翌日から
令和7年11月28日まで
- 5 請 負 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(以下「消費税」という。))
金 円也)
〔注〕 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条
第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に
基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
(2) 約款第38条は、別紙可分業務内訳書の可分作業ごとに適用するものとする。
(3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年7月10日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

氏 名 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 印

請負者 住 所

氏 名 印

〔注〕 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可 分 業 務 内 訳 書

森林事務所	業務内容	業務期間	国有林	林小班	記番	数量 (km)	備 考
東山	境界線刈払	契約締結の 翌日 ～ 令和7年 11月28日	高台寺山	108い,ろ,は	1	0.28	境界点4号～19号
			高台寺山	108に,へ1,へ2,ほ2 109い,ろ,は	2	1.10	境界点45号～86号
			高台寺山	111ろ3,に,ほ	3	0.20	境界点121号～134号
			高台寺山	112ろ1,ろ2	4	0.36	境界点14号～21-1号～24-1号
			高台寺山	112に1	5	0.25	3号飛地全周
			高台寺山	112に1,い2,111か	6	0.25	境界点41号～335号
			高台寺山	112に2	7	0.22	4.5号飛地
			高台寺山	112は	8	0.10	境界点46-1号～55号
			阿弥陀ヶ峯	113た1,た2	9	0.21	9号飛地 境界点4-1号～10号
			桃山	126い	10	0.42	126い林小班全周
			桃山	126ろ	11	0.51	126ろ林小班全周
			折居	503は1,ろ	12	0.31	境界点19号～33号
			折居	503は3,ほ1,は2,ほ2,と	13	0.83	境界点41号～71号
			折居	503ち	14	0.14	境界点68号～201-1号
			安祥寺山	20な,つ	15	0.03	境界点1イ号～3号
小 計						5.21	
上賀茂	境界線刈払	契約締結の 翌日 ～ 令和7年 11月28日	貴船山	6へ,と,イ	1	0.38	境界点24号～48号
			神山	10は,11い1	2	0.15	境界点898号～905号
			神山	12に,と	3	0.56	境界点655号～674号
			神山	12い,ろ	4	0.44	境界点714号～740号
			神山	11い1,は	5	0.14	境界点793号～798号
			神山	12い	6	0.14	境界点760号～766号
			神山	12と	7	0.43	境界点638号～646号、10号～598-18号
			神山	12ほ,へ,と	8	0.26	境界点563号～593号
			住吉山	34と	9	0.17	境界点122号～125号 3号飛地境界点5号～12号～1号 (朝原山国有林へ刈払物運搬、片道距離4.80km)
			住吉山	34と	10	0.13	1号飛地境界点1号～3号 2号飛地境界点3号～11号 (朝原山国有林へ刈払物運搬、片道距離4.80km)
			衣笠山	121い	11	0.37	境界点69イ号～16号 (朝原山国有林へ刈払物運搬、片道距離5.50km)
小 計						3.17	
境界線刈払 計						8.38	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 4 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

境界線刈払仕様書

(総則)

- 1 本業務実施に当たっては、すべて誠意を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。
- 2 本業務は、本仕様書、図面及び、造林事業請負標準仕様書に基づき行うことを基本とし、疑義あるときは、監督職員の判定・指示によるものとする。
- 3 業務実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い、違反しないこと。
- 4 業務地の火災防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。
- 5 本業務終了に際しては、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。

(境界線等の標示)

- 6 境界線(境界標の中心点を結んだ線)の刈払い箇所は、契約した図面に図示、又は現地において指示した箇所とする。

(刈払いの要領)

- 7 刈払いに当たっては、境界標の保全に努めること。
- 8 刈払いに当たっては、国有林の境界線を確認の上、境界線から国有林側に幅1mの刈払い(雑草、かん木等)を基本とする。
- 9 刈払いの高さは地際を基本とする。工作物等により刈払の高さを地際にできない箇所については、監督職員の指示を受けること。
- 10 地形の制約等により、刈払いが困難な場合は、監督職員の指示を受けること。雑草・かん木の処理は造林木の成長や民有地側に支障とならないように行うこと。また、傾斜地に処理する場合は転落防止等の措置を講ずること。
- 11 住吉山国有林(記番9、10)及び衣笠山国有林(記番11)において発生した刈払物は存置せず、指定箇所に運搬すること。
- 12 かん木が大径の場合(胸高直径おおむね10cm以上)や民家等に接する傾斜木及び枯損木についても処理を行うこと。
- 13 伐倒を行う際は安全な方向に伐倒し、民家や歩道等への伐倒は避けること。また、必要に応じてチルホール等を使用して作業を行うこと。
- 14 伐倒木は、かかり木とならないよう措置を講じること。
- 15 刈払い箇所周辺の状況を考慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。
- 16 必要に応じ石等の飛散防止措置を講ずること。

(その他)

- 17 作業車両等の駐車場所については、事前に監督職員と調整すること。
- 18 作業地周辺の住民に作業内容等を事前説明する必要があるときは、監督職員に報告の上、誠意を持って対応すること。
- 19 作業内容により道路占有許可を得る必要がある場合は、法令に従い許可を得ること。
- 20 請負者は請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。
- 21 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

刈払物運搬仕様書

(刈払物の持ち出し)

- 1 刈払後の雑草、かん木類（以下「雑草類」という。）の林外持ち出しを指定している箇所については、これらを人力等で集めた上、トラック等に乗せて指定箇所まで運搬するものとする。なお、刈払作業前から落下していた枯枝等も運搬の対象とする。
- 2 トラック等の駐車箇所については、事前に監督職員と調整すること。
- 3 林外持ち出しを指定している箇所は、持ち出し後、残っている刈り払った雑草類が民地側や道路等に落下することがないように、落下防止の措置を行うこと。

(刈払物のトラック等運搬)

- 4 トラック等に乗せた雑草類が輸送中に飛散しないよう、覆いをするなど注意を払うこと。

(刈払物の指定箇所への集積)

- 5 刈払物の集積箇所及び積み上げ高さ等については監督員の指示に従うこと。
- 6 雑草類を積み上げる際は国有林内とし、民地側にはみ出ないように、余裕を持って積み上げること。

特記仕様書

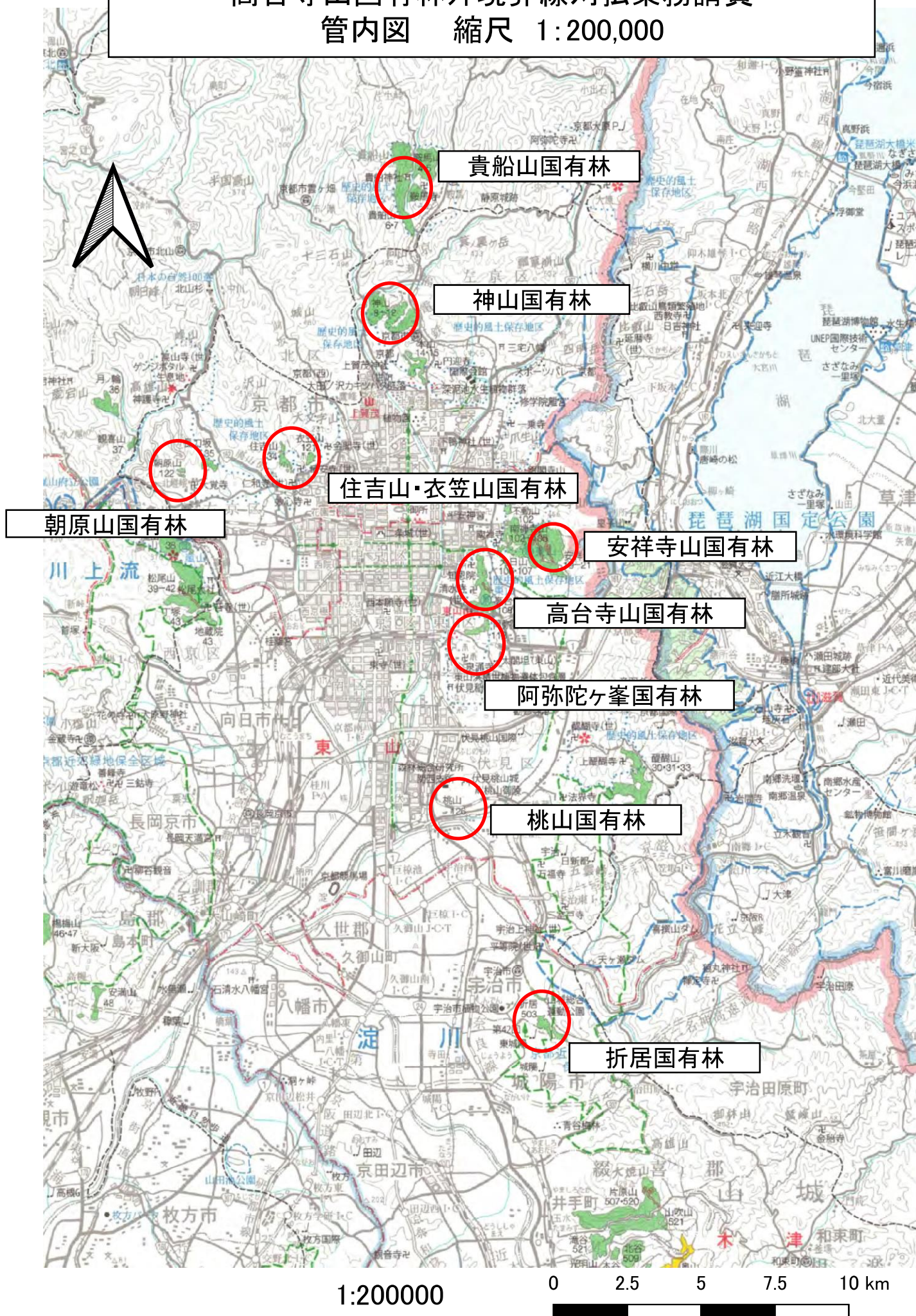
- 1 実行記録写真の整理方法は、造林事業請負実行管理基準（以下、「管理基準」という。）に定める四ツ切以上のアルバム以外に、A 4 サイズの工事用アルバムも可能とする。

なお、四ツ切以上のアルバムの場合は台紙下欄に、A 4 サイズの工事用アルバムの場合は写真横の記載欄に管理基準に定める記述を行うこととし、この編纂にあたっては第三者にも事業実施経過が理解できるよう努めること

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負
管内図 縮尺 1:200,000



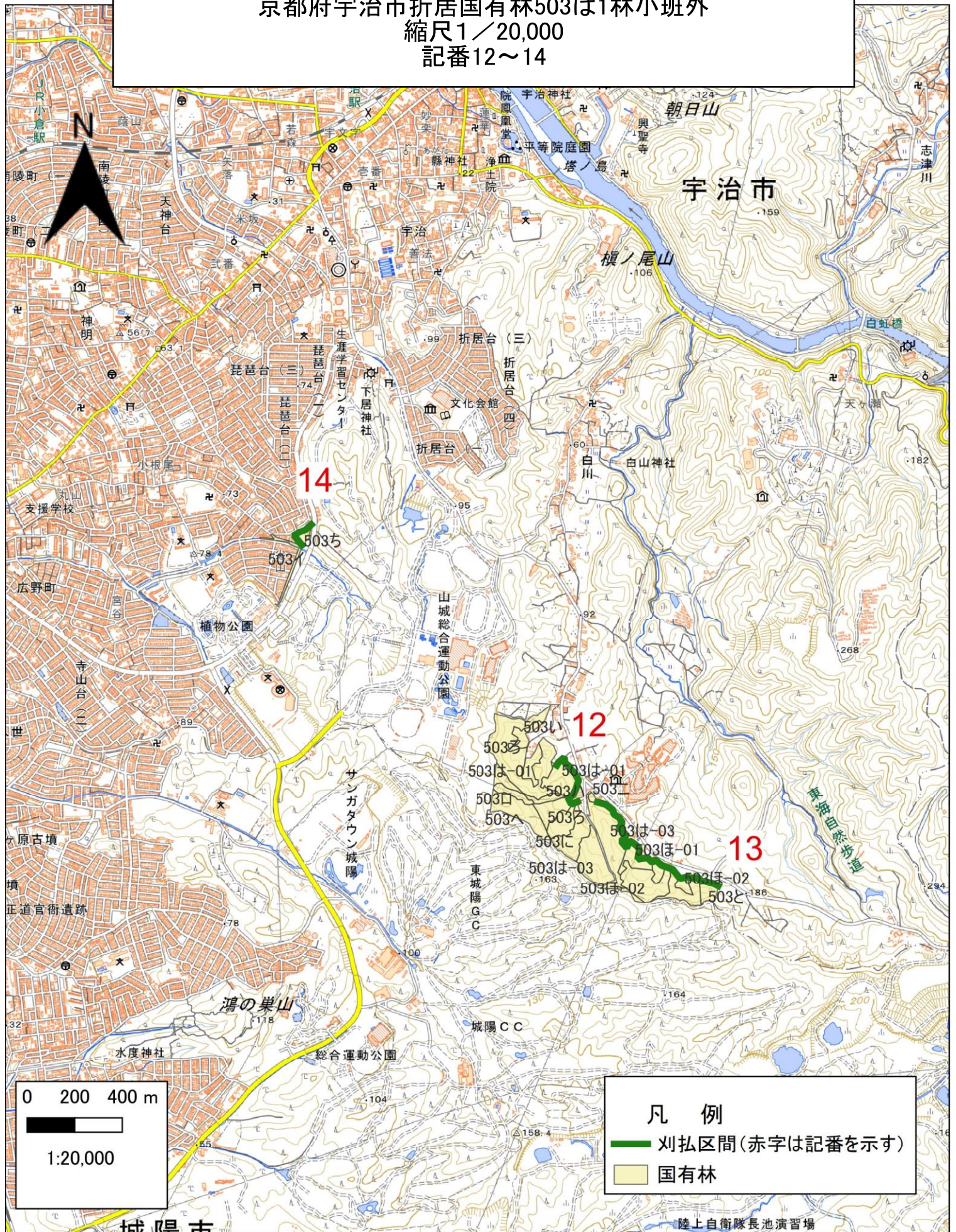
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市東山区高台寺山国有林108い林小班外
縮尺1／10,000
記番1～9



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市伏見区桃山国有林126い、ろ林小班
縮尺1/10,000
記番10、11



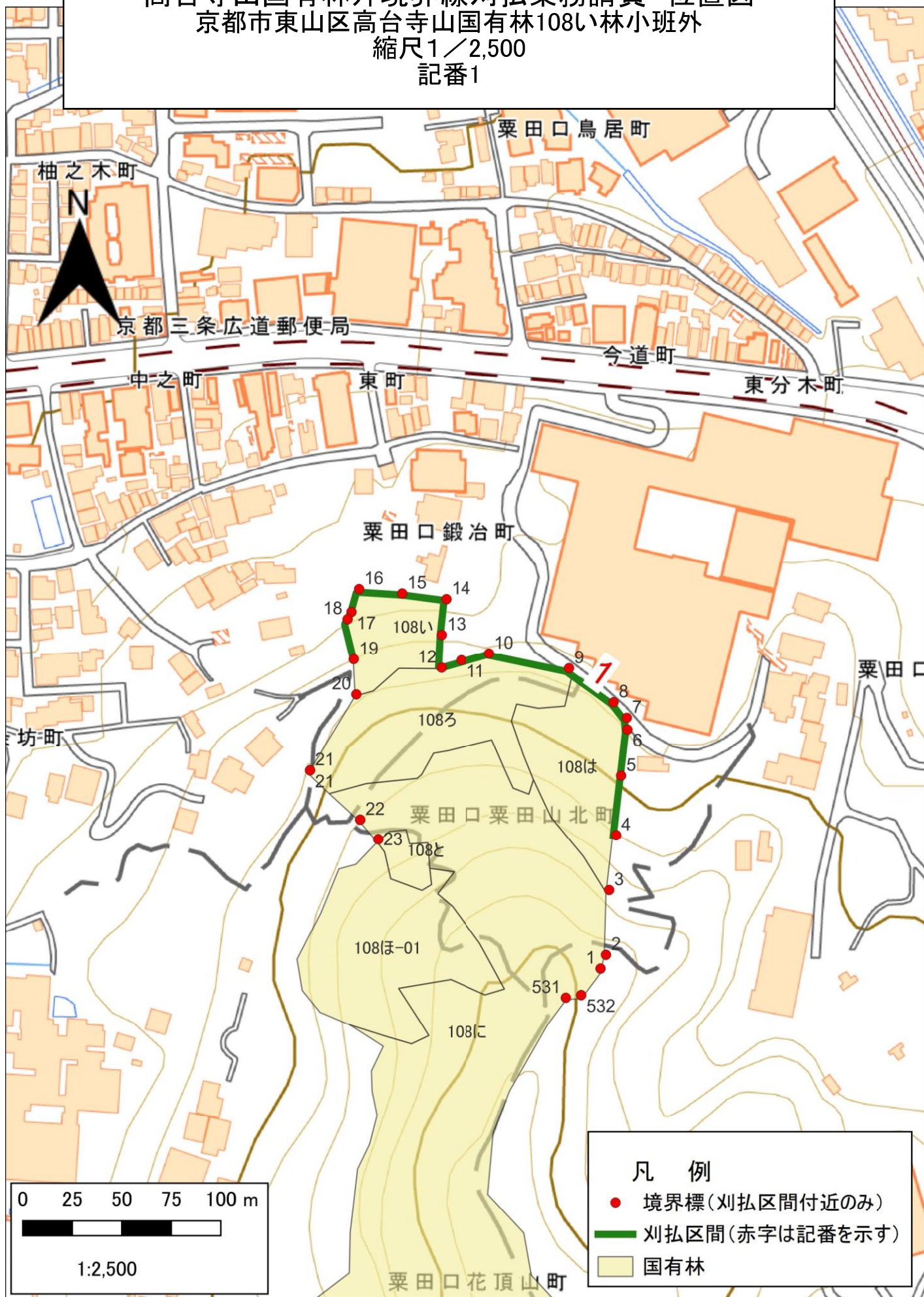
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都府宇治市折居国有林503は1林小班外
縮尺1／20,000
記番12～14



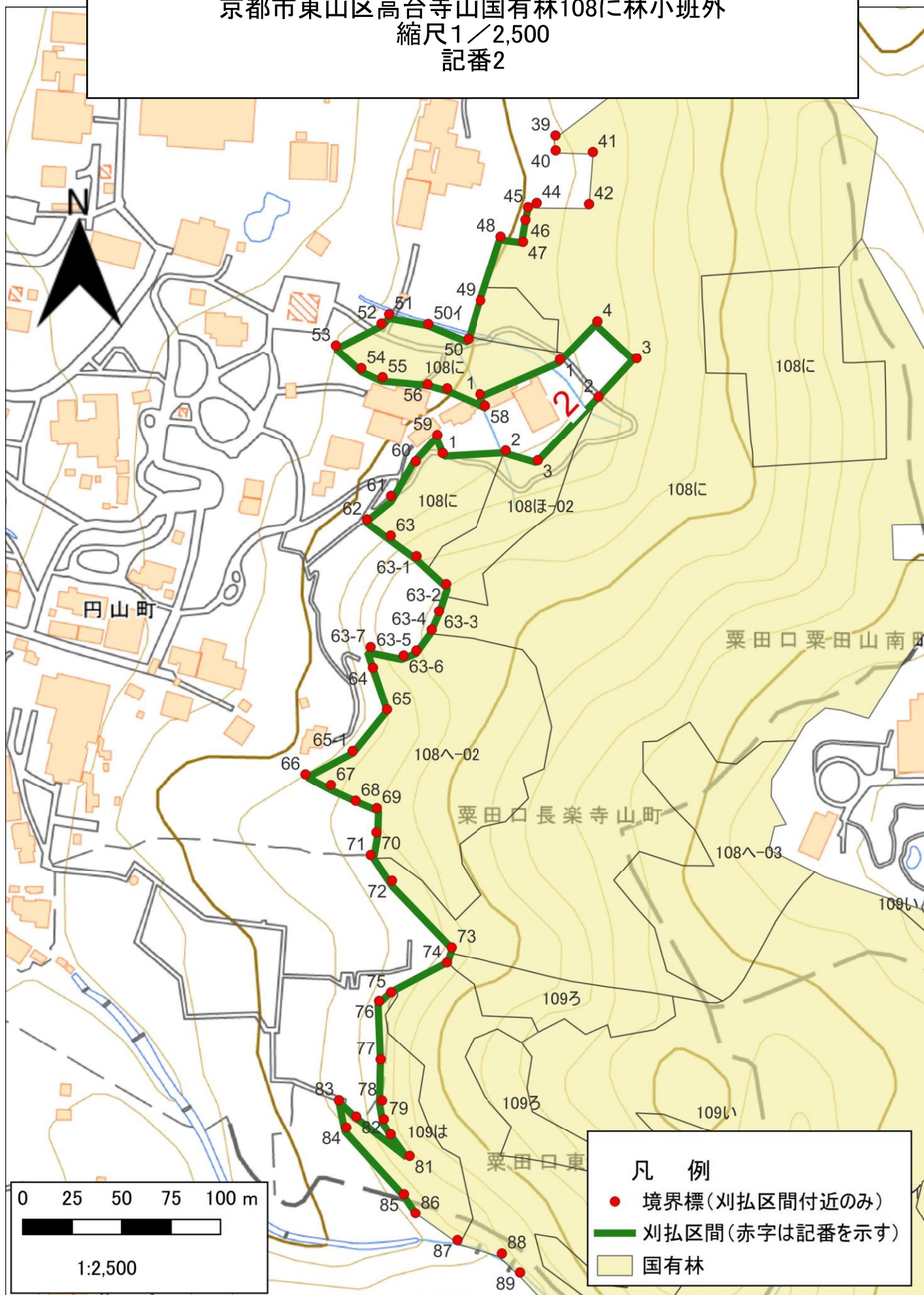
高台寺国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市山科区安祥寺山国有林20な林小班外
縮尺1/10,000
記番15



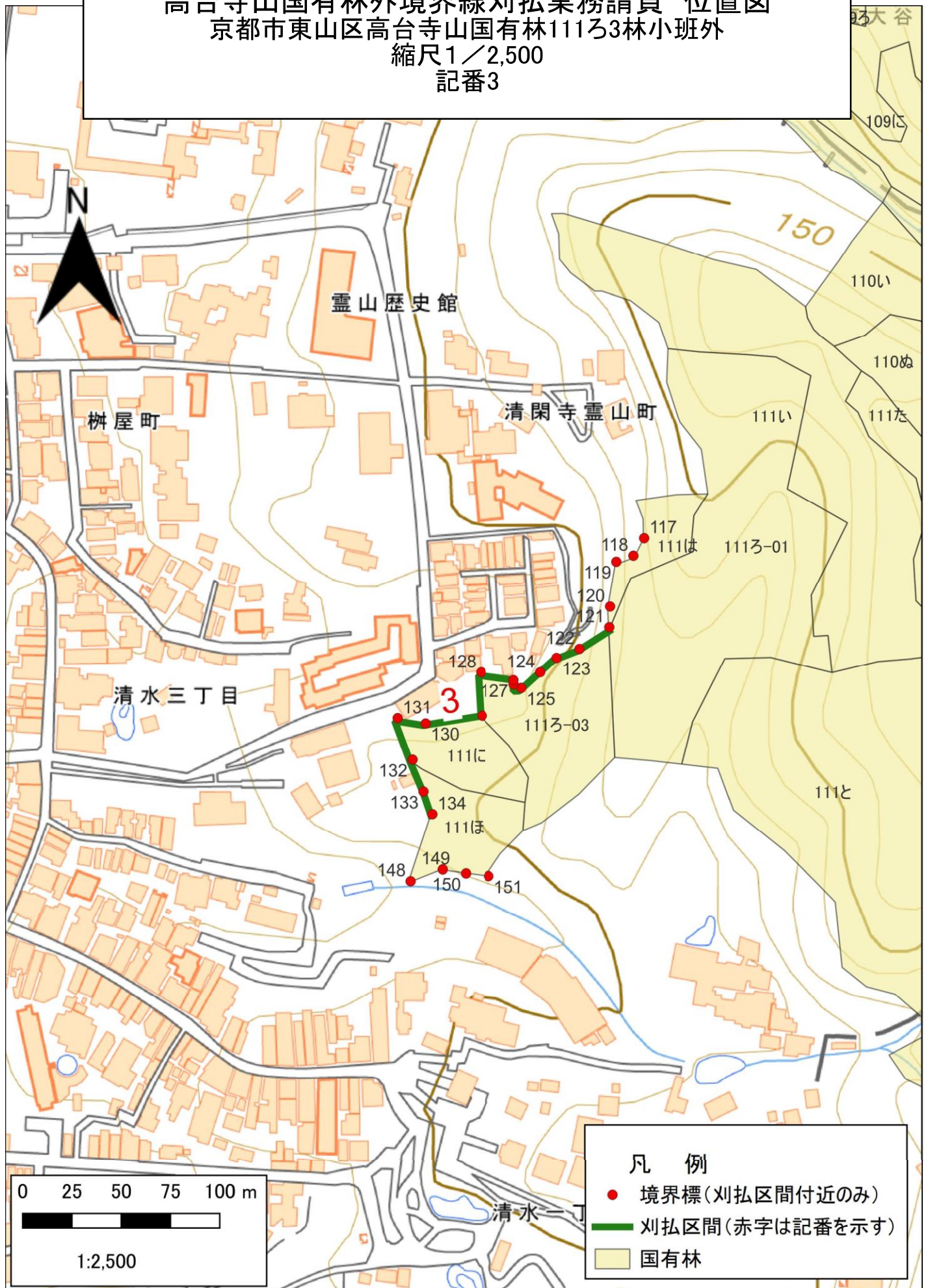
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市東山区高台寺山国有林108い林小班外
縮尺1/2,500
記番1



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
 京都市東山区高台寺山国有林108に林小班外
 縮尺1/2,500
 記番2



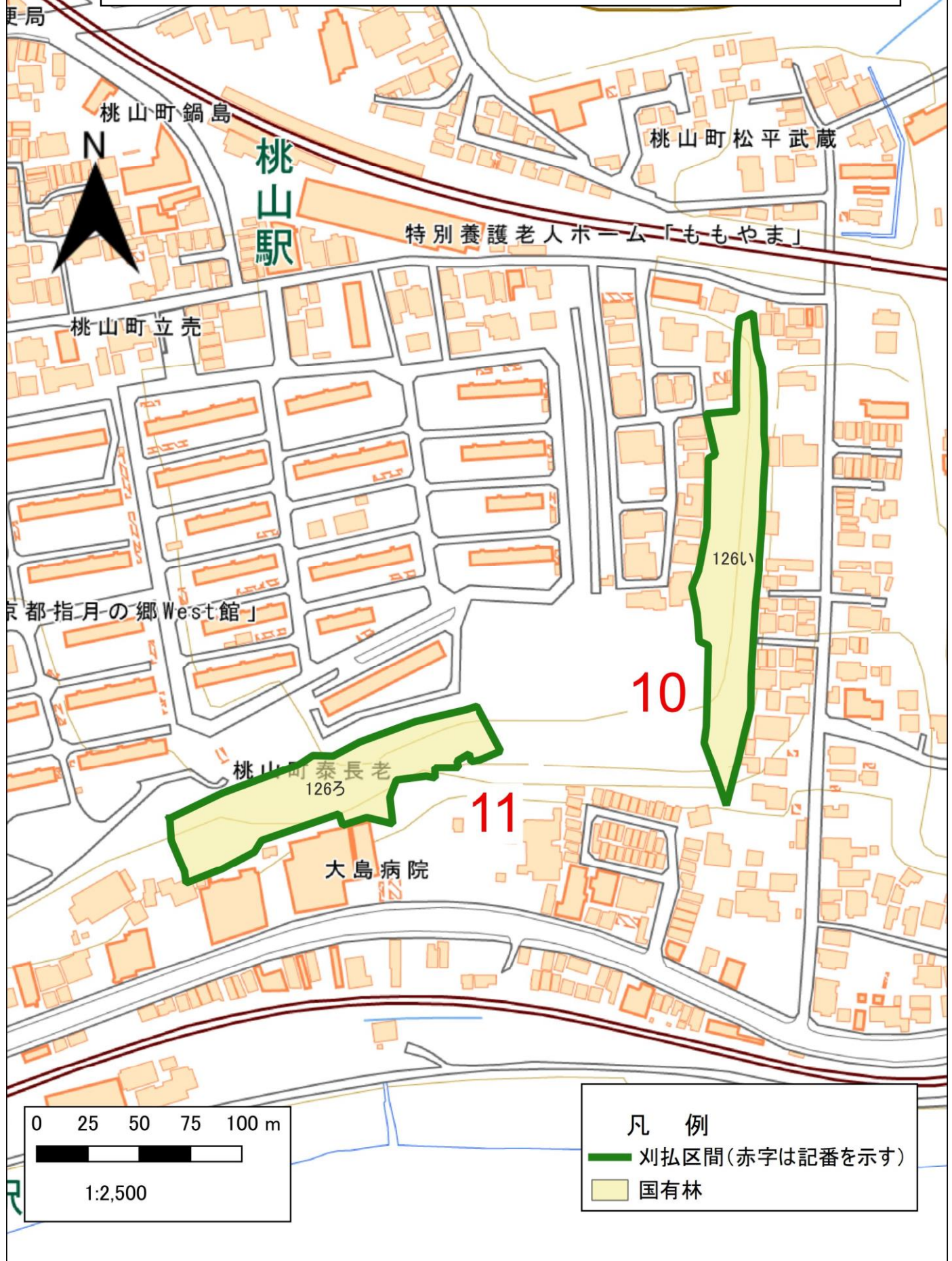
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市東山区高台寺山国有林111ろ3林小班外
縮尺1/2,500
記番3



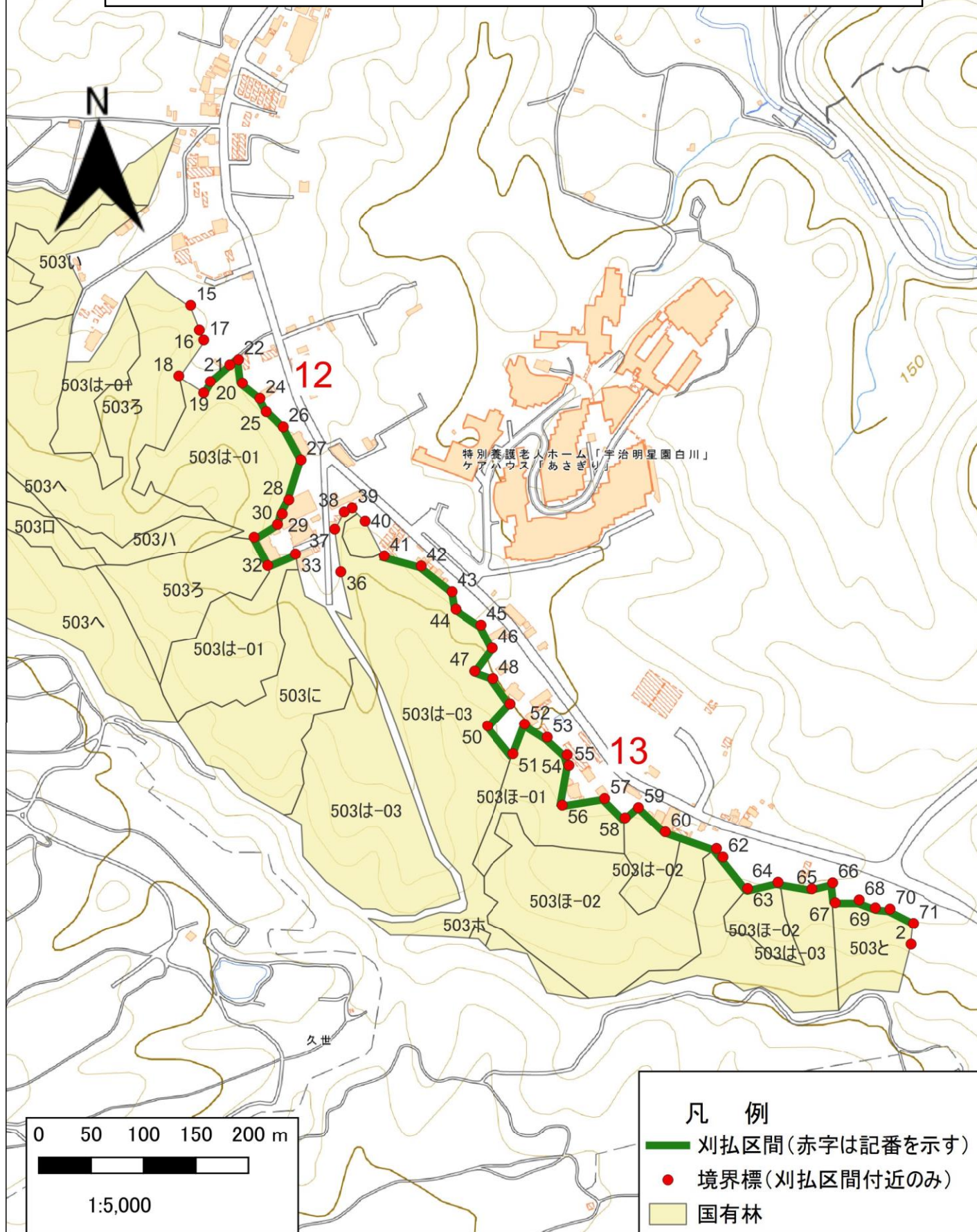
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市東山区高台寺山国有林112ろ1林小班外
縮尺1／2,500
記番4～9



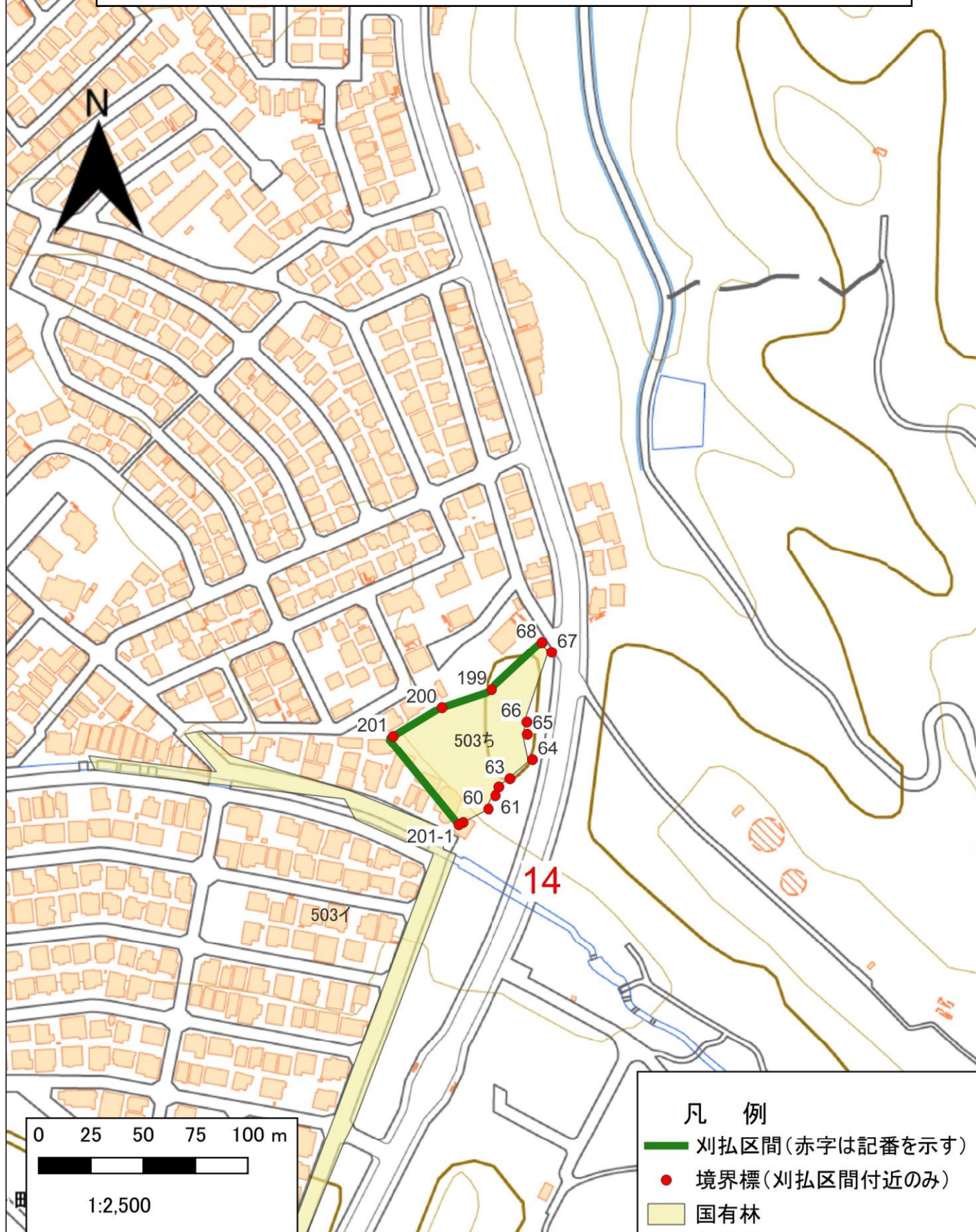
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市伏見区桃山国有林126い、ろ林小班
縮尺1／2,500
記番10、11



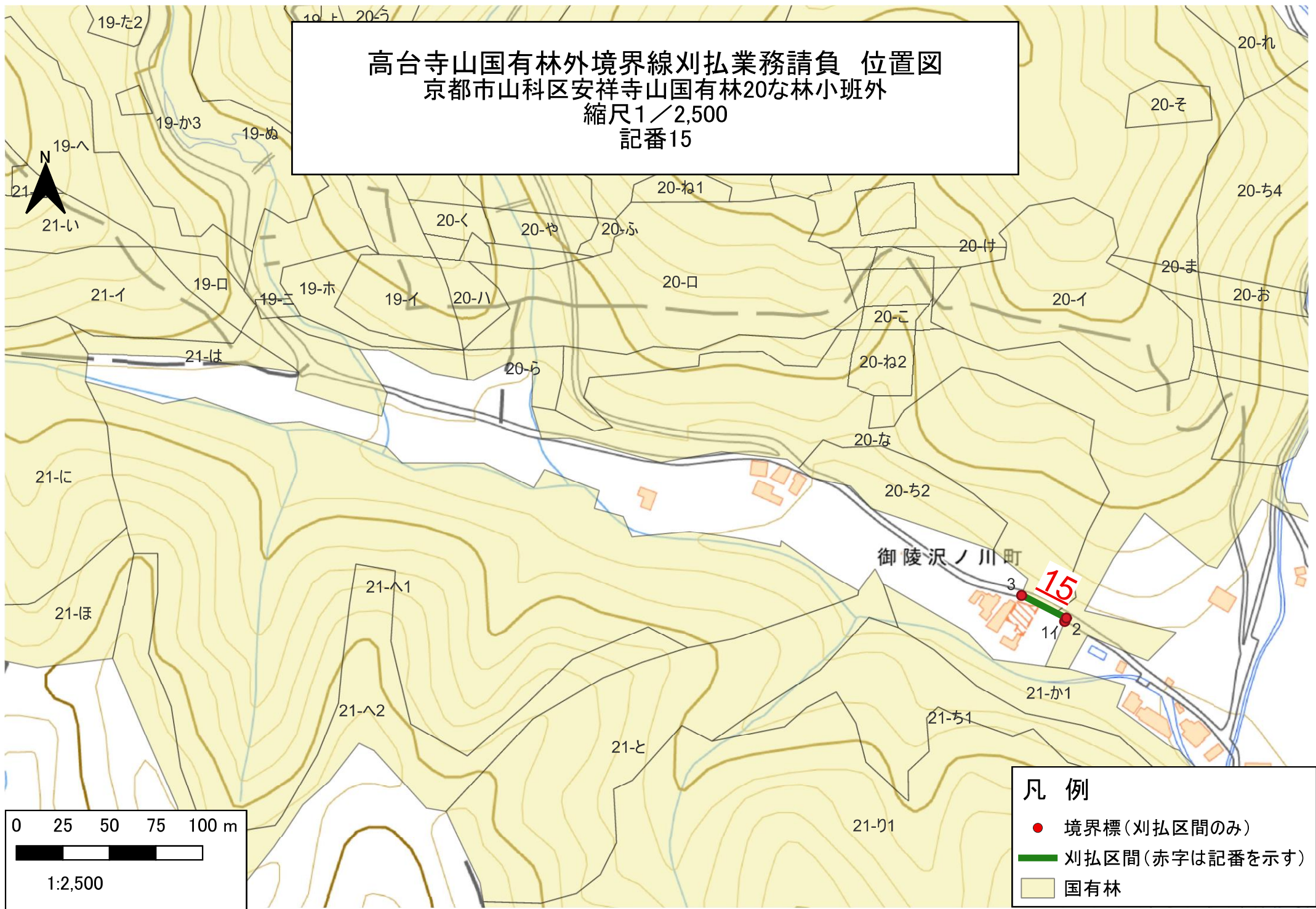
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
 京都府宇治市折居国有林503は1林小班外
 縮尺1／5,000
 記番12、13



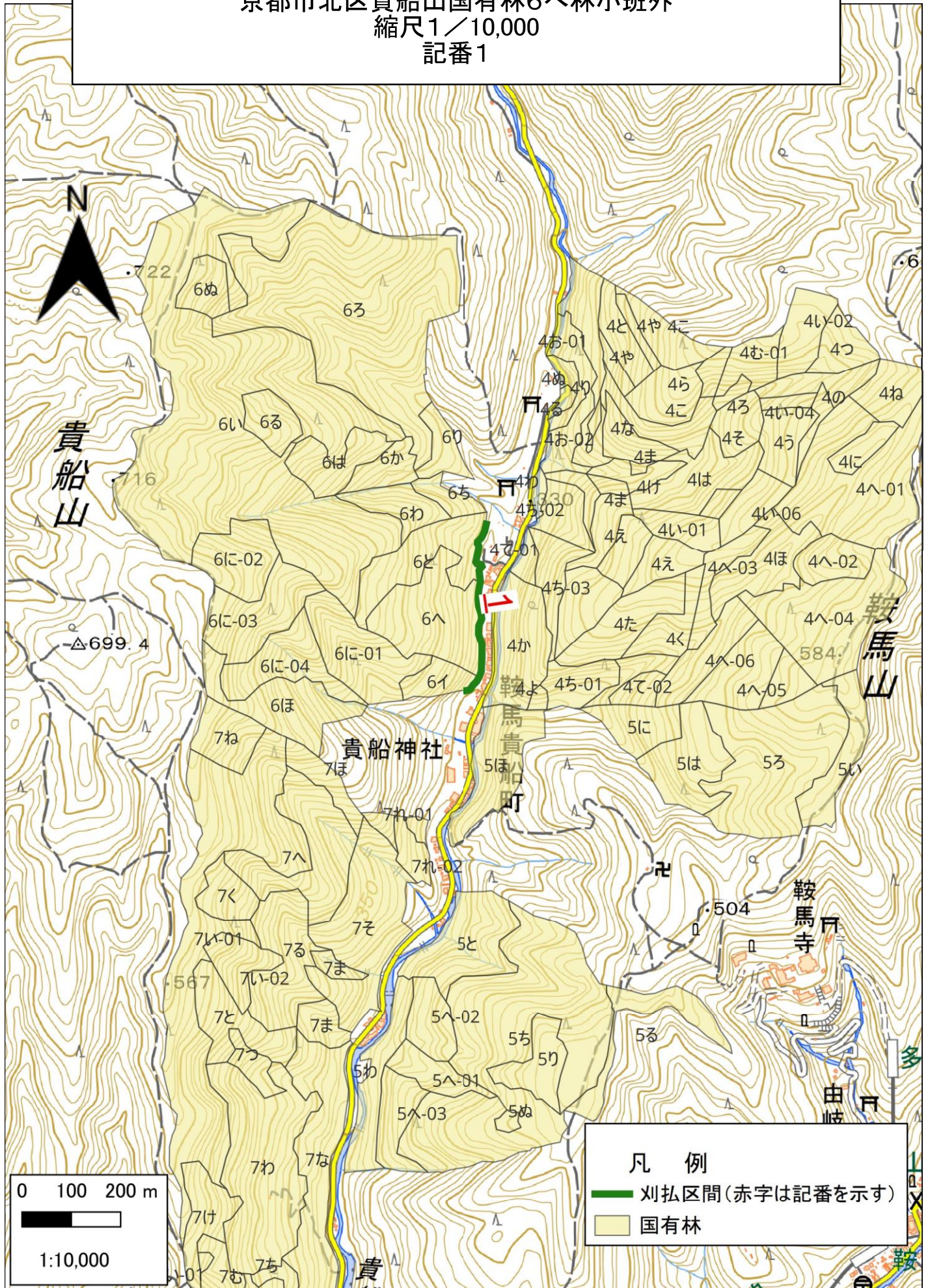
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都府宇治市折居国有林503ち林小班
縮尺1/2,500
記番14



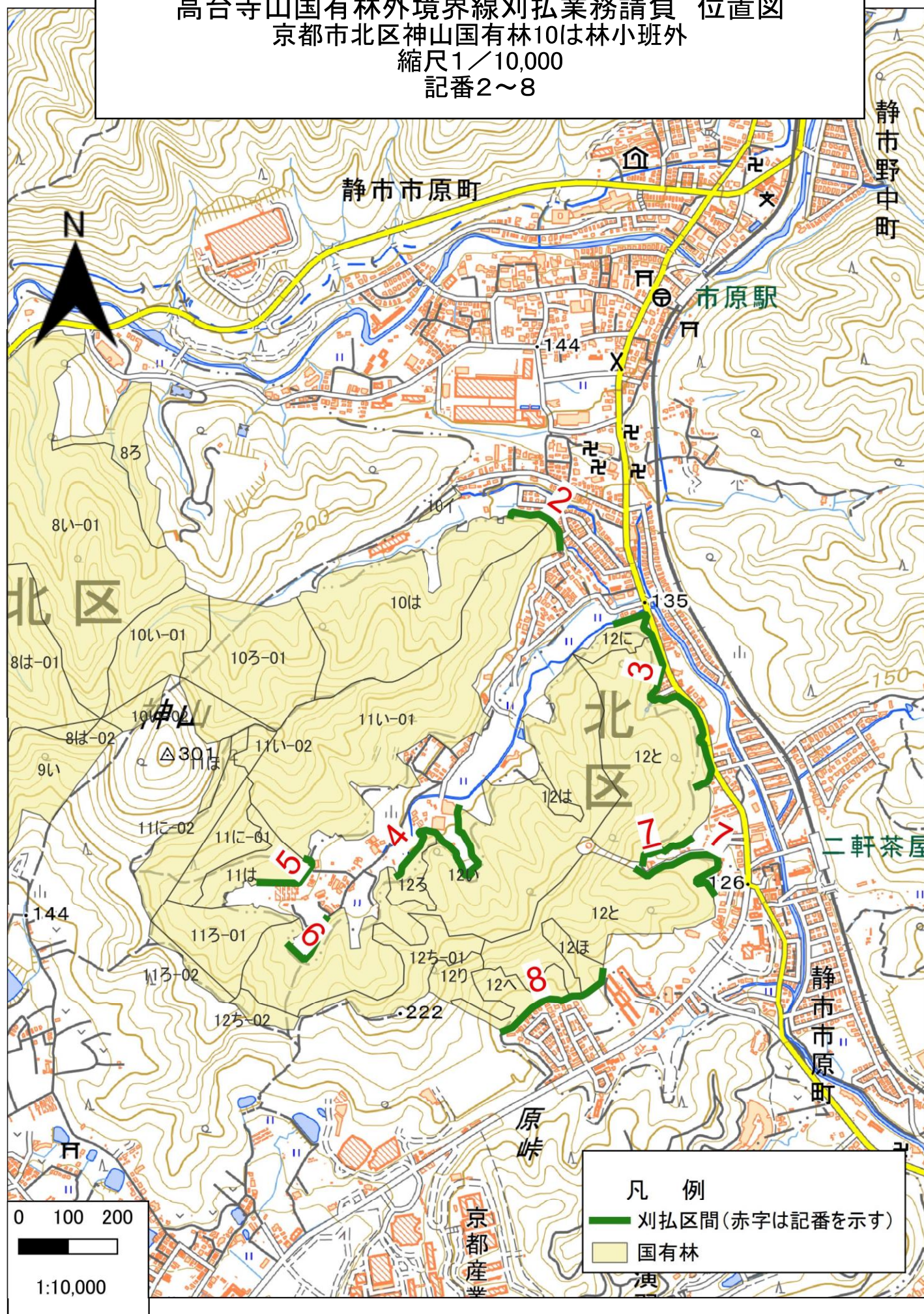
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市山科区安祥寺山国有林20な林小班外
縮尺1/2,500
記番15



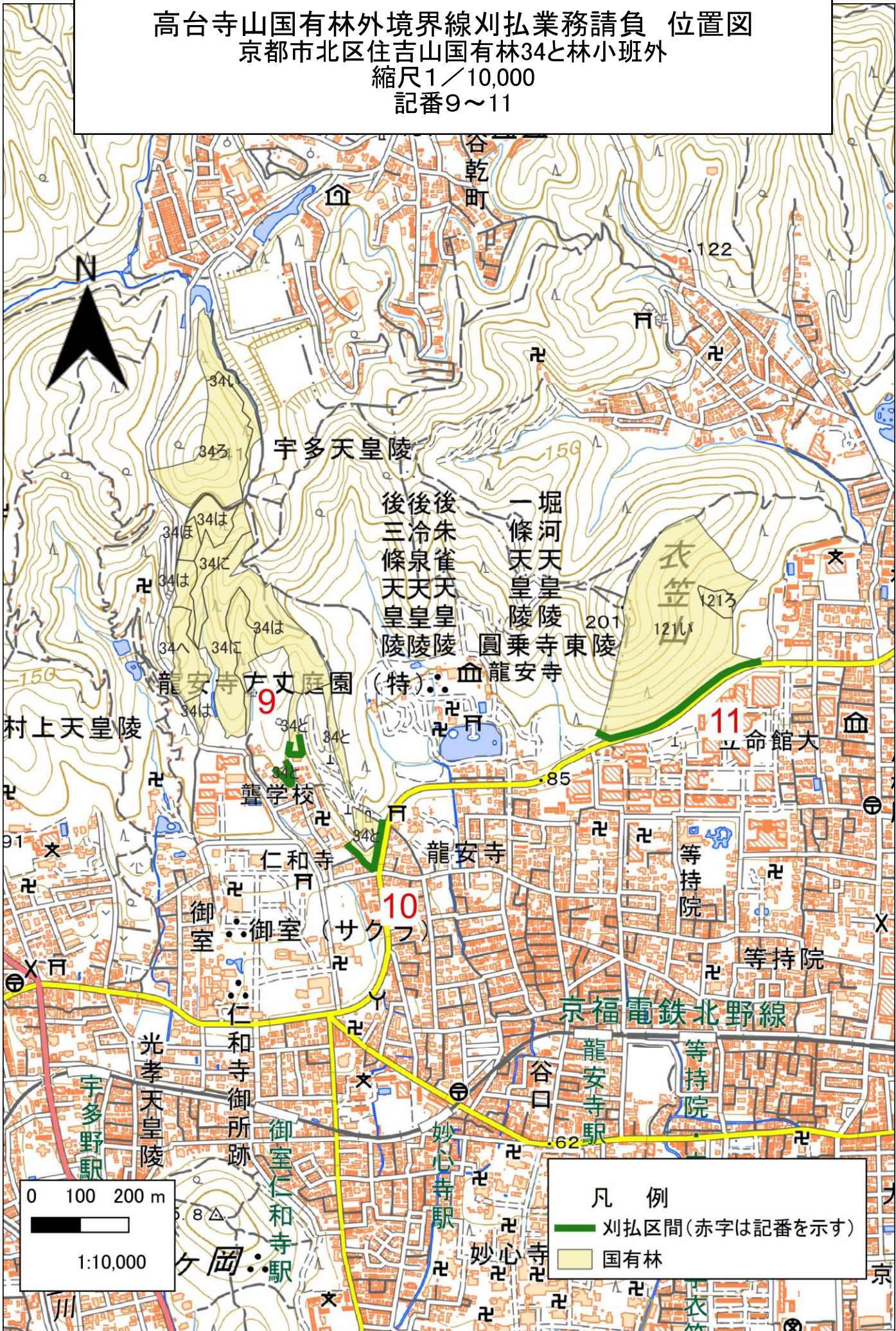
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市北区貴船山国有林6へ林小班外
縮尺1/10,000
記番1



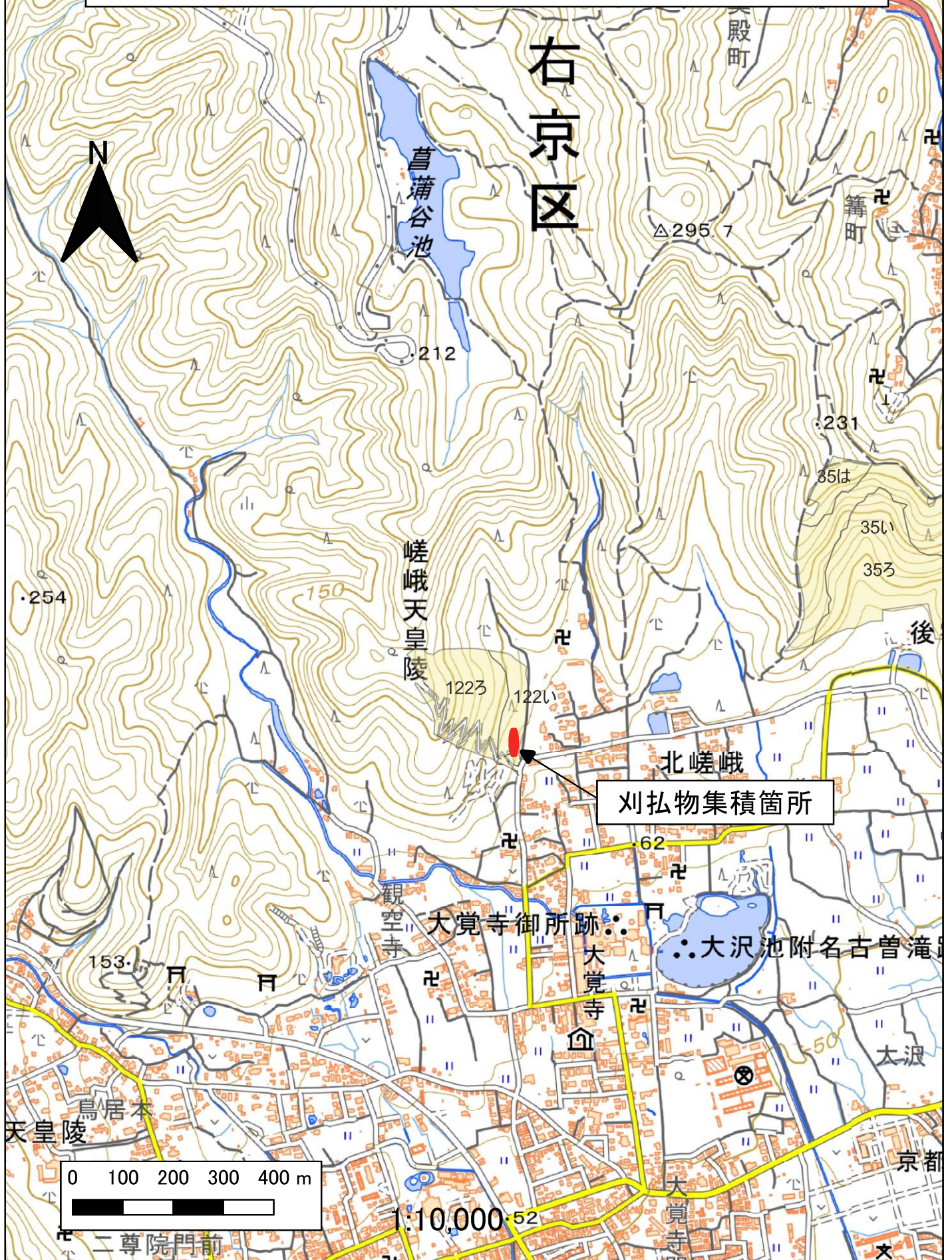
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市北区神山国有林10は林小班外
縮尺1/10,000
記番2～8



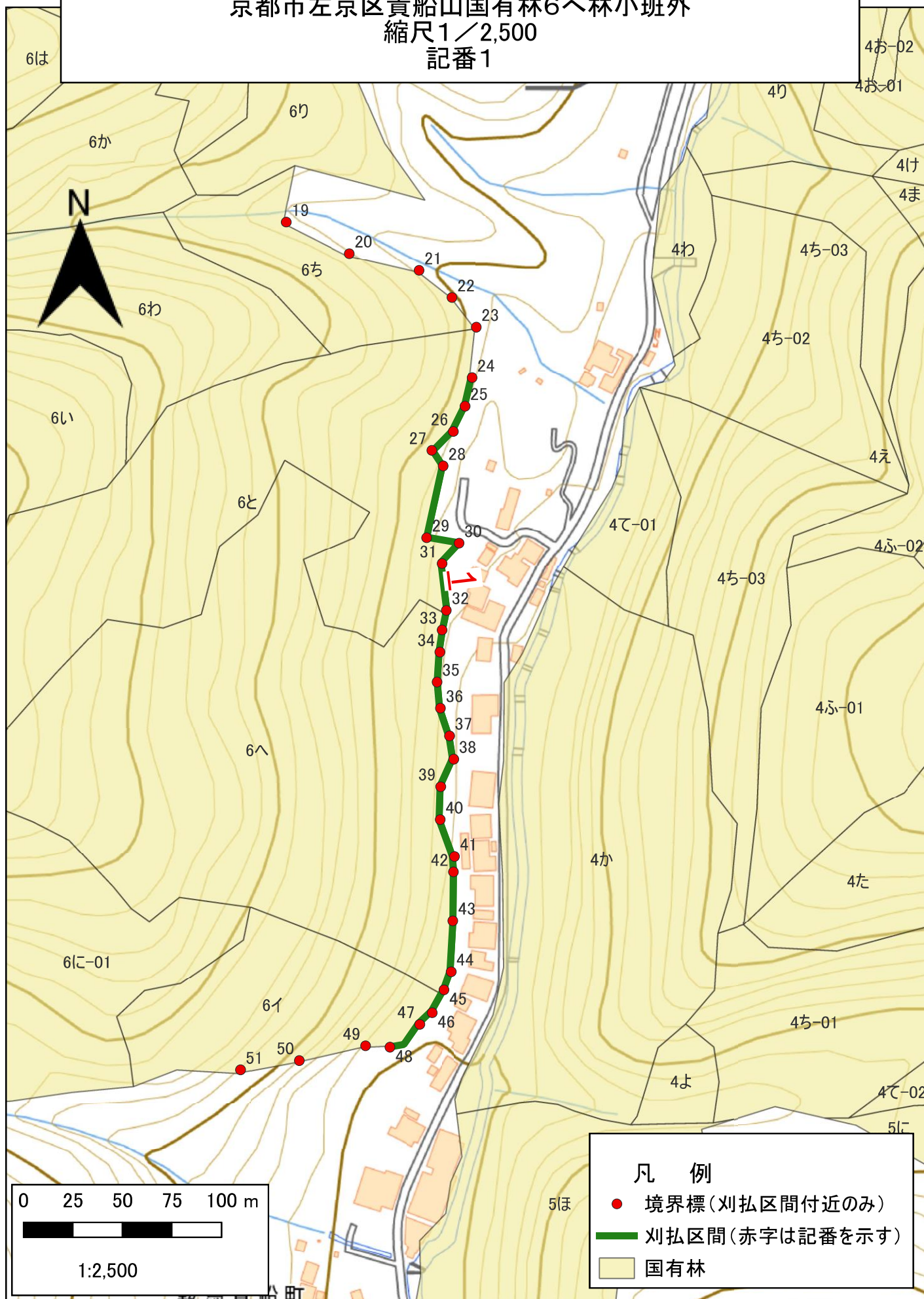
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市北区住吉山国有林34と林小班外
縮尺1／10,000
記番9～11



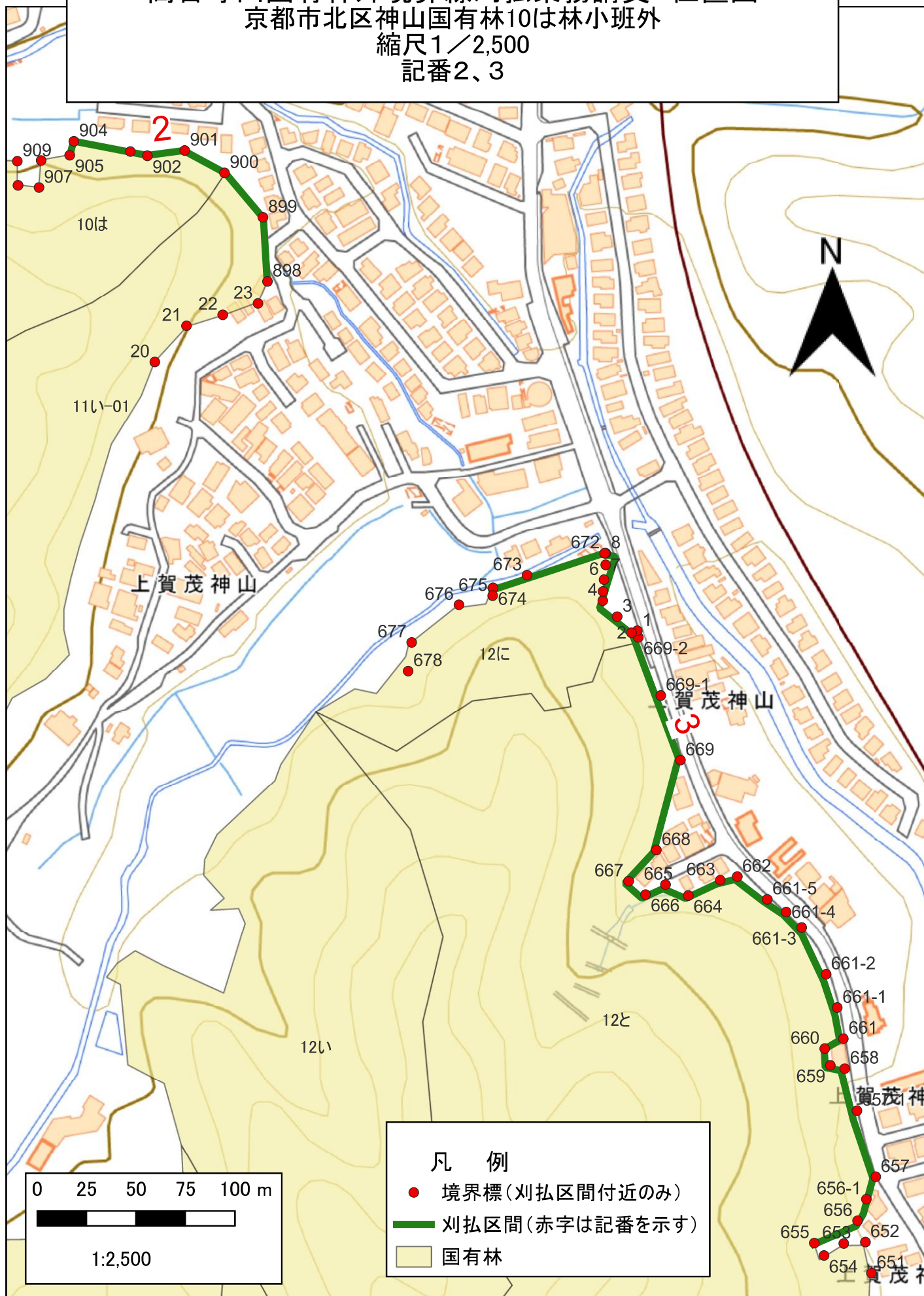
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
 刈払物集積箇所位置図 朝原山国有林122い林小班
 縮尺1／10,000



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市左京区貴船山国有林6へ林小班外
縮尺1/2,500
記番1



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
 京都市北区神山国有林10は林小班外
 縮尺1／2,500
 記番2、3

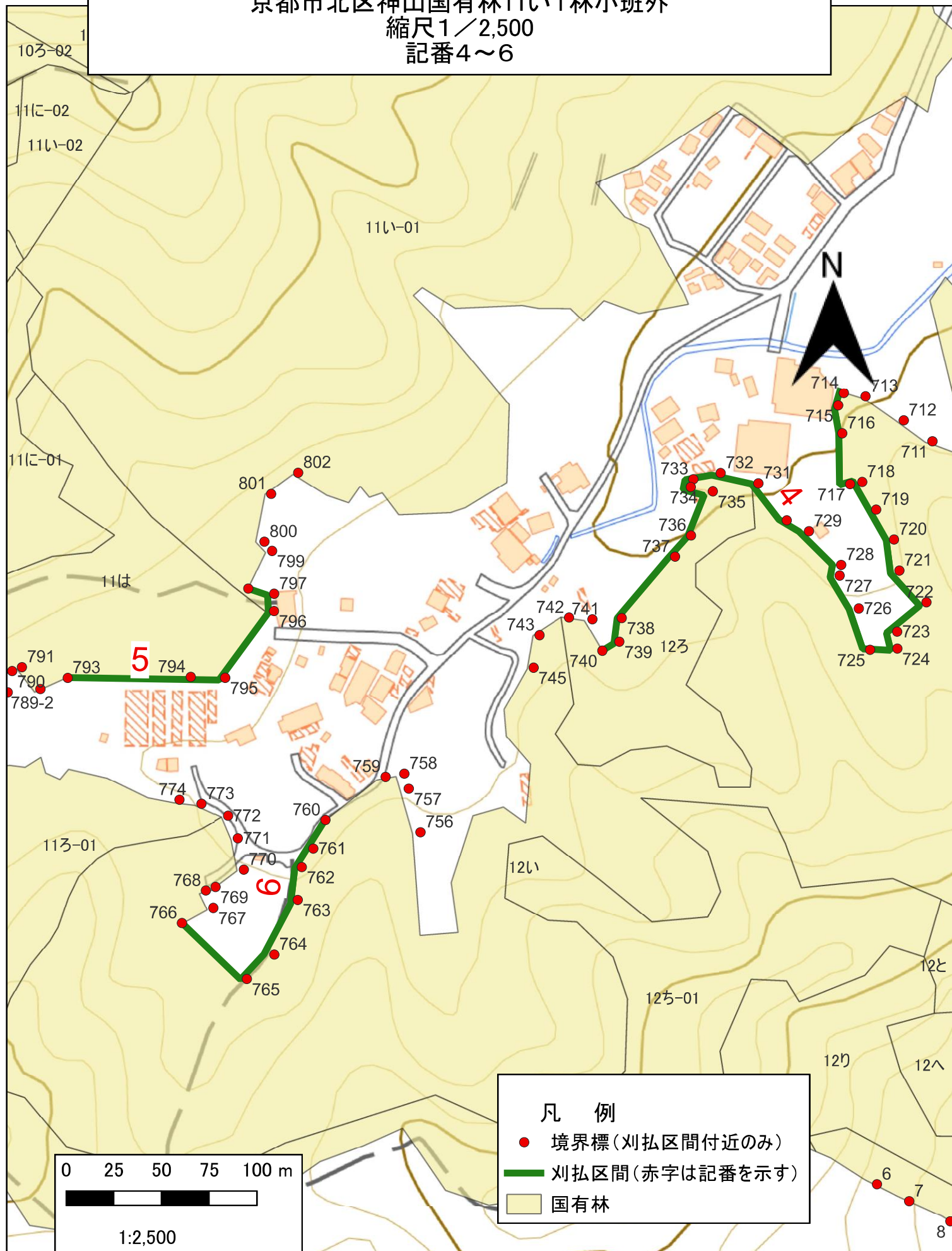


高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図

京都市北区神山国有林11い1林小班外

縮尺1/2,500

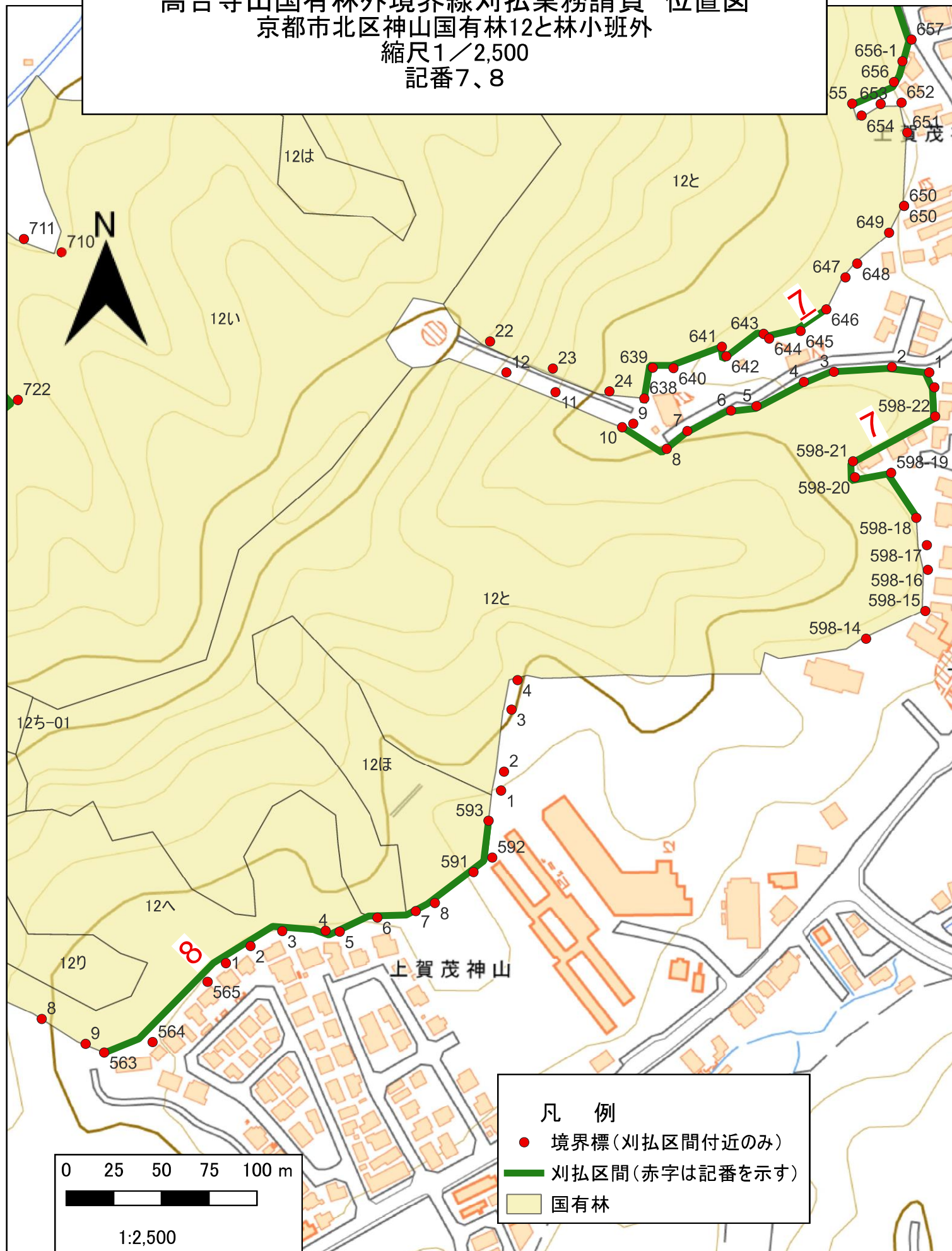
記番4~6



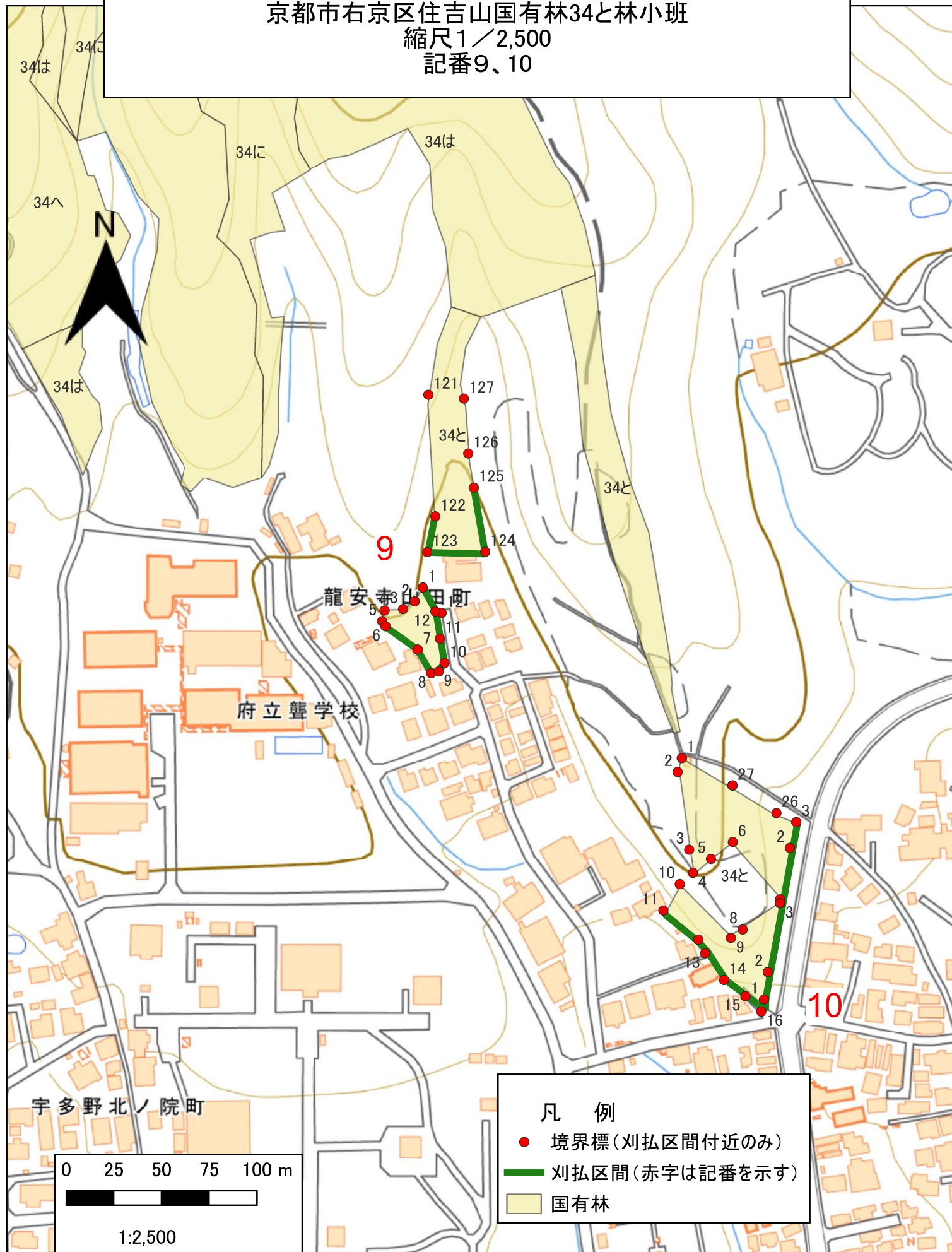
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図

京都市北区神山国有林12と林小班外

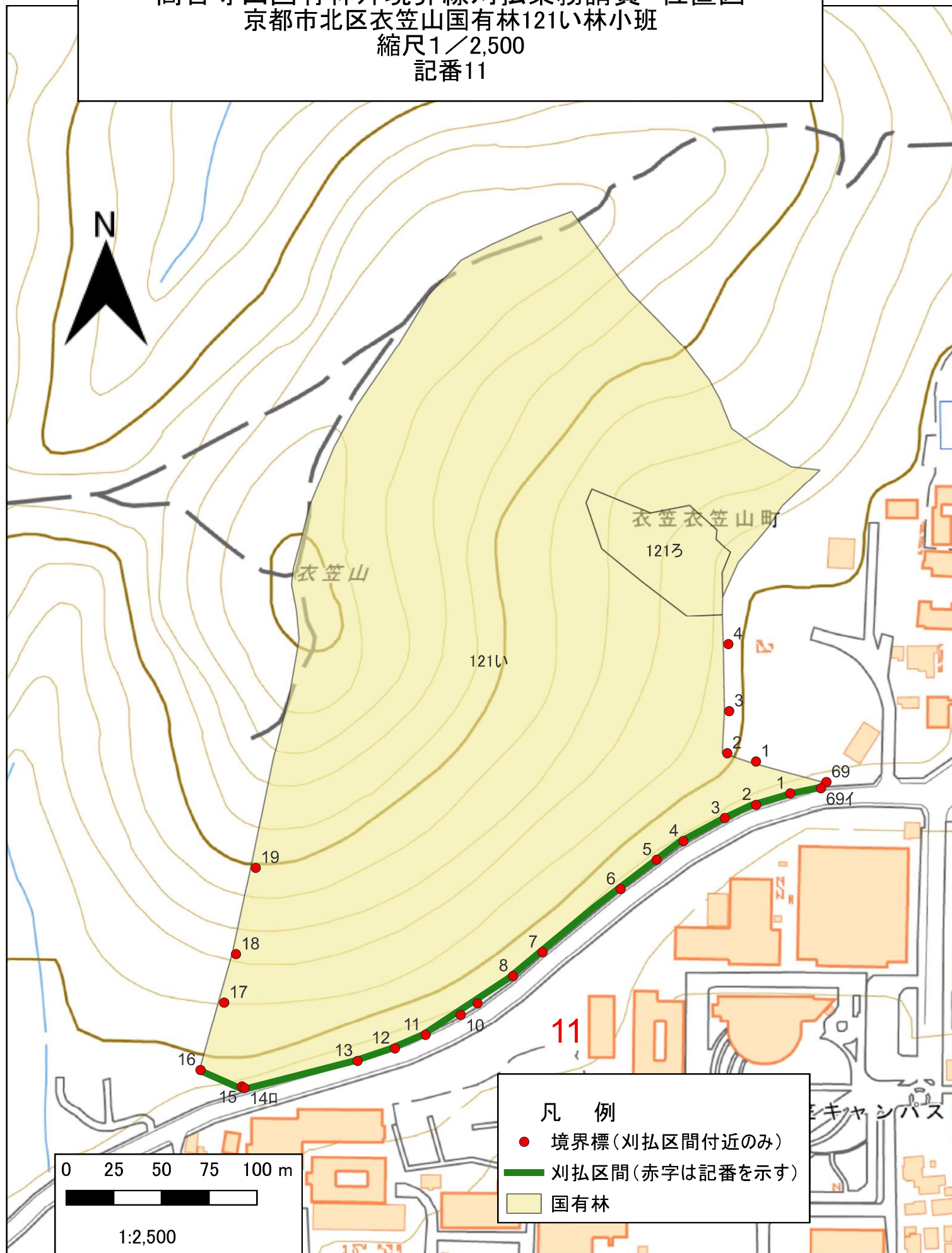
縮尺1/2,500
記番7、8



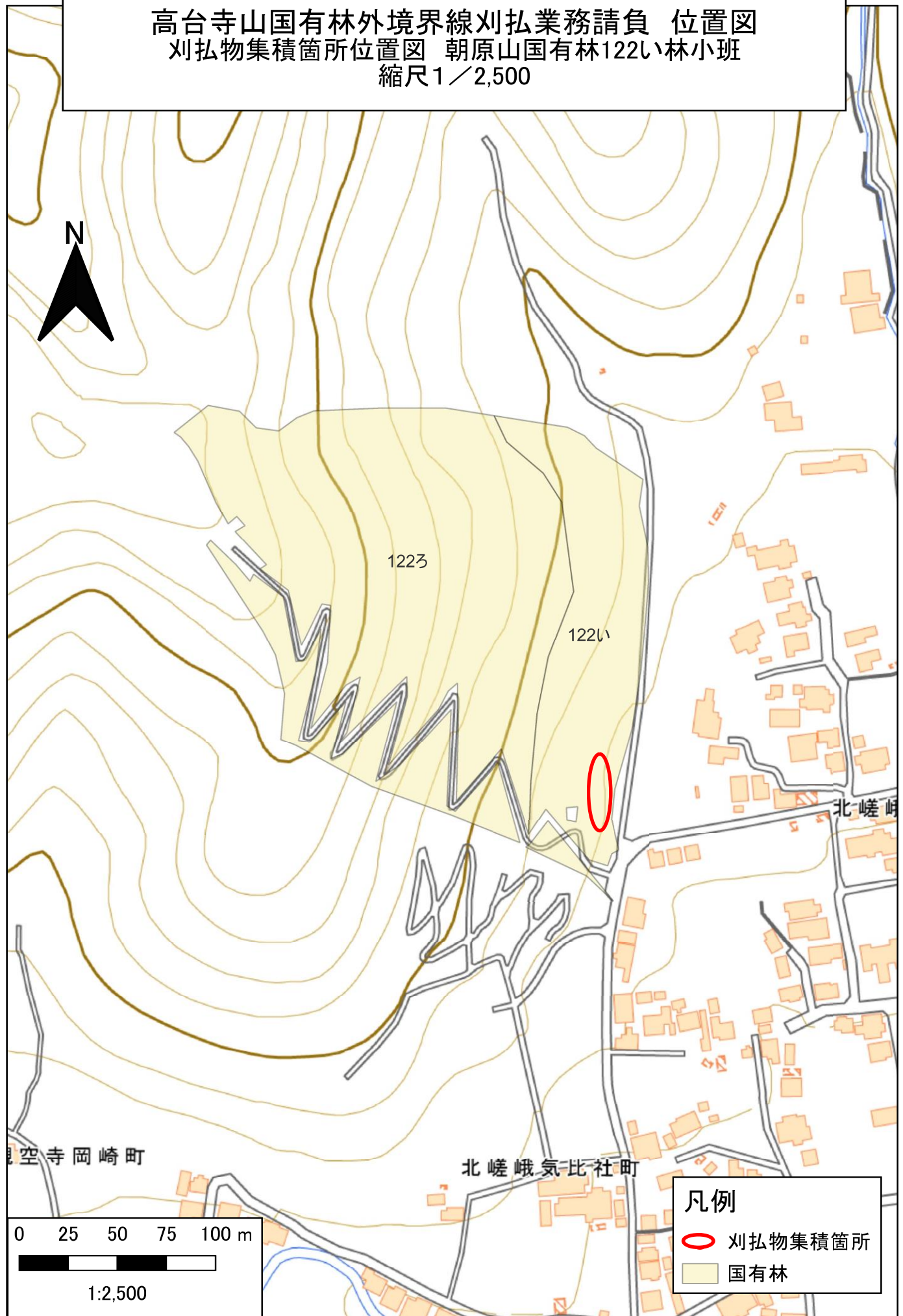
高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市右京区住吉山国有林34と林小班
縮尺1／2,500
記番9、10



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
京都市北区衣笠山国有林121い林小班
縮尺1/2,500
記番11



高台寺山国有林外境界線刈払業務請負 位置図
刈払物集積箇所位置図 朝原山国有林122い林小班
縮尺1／2,500



契約情報の公表様式

高台寺山国有林外境界線刈払業務請負

京都大阪森林管理事務所

業務内容	国有林	林小班	実行数量	業務期間	難中易区分	業務条件			
						業務手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	※通勤時間は、通勤起点から人 送車下車地点とする。
境界線刈払	高台寺山	108い,ろ,は	0.28km	契約締結の翌 日 ～ 令和7年 11月28日	難100%	機械(人力併用)	6.8	60	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	108に,へ1,へ2,ほ2 109い,ろ,は	1.10km		難100%	機械(人力併用)	2.8	15	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	111ろ3,に,ほ	0.20km		難100%	機械(人力併用)	2.0	7	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	112ろ1,ろ2	0.36km		難64% 中36%	機械(人力併用)	2.2	7	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	112に1	0.25km		難26% 中74%	機械(人力併用)	4.0	17	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	112に1,い2,111か	0.25km		難100%	機械(人力併用)	4.0	13	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	112に2	0.22km		難100%	機械(人力併用)	3.0	8	(通勤起点) 東山区役所
	高台寺山	112は	0.10km		難100%	機械(人力併用)	2.4	7	(通勤起点) 東山区役所
	阿弥陀ヶ峯	113た1,た2	0.21km		難100%	機械(人力併用)	2.6	6	(通勤起点) 東山区役所
	桃山	126い	0.42km		難72% 中28%	機械(人力併用)	4.8	9	(通勤起点) 伏見区役所
	桃山	126ろ	0.51km		難59% 中41%	機械(人力併用)	3.8	12	(通勤起点) 伏見区役所
	折居	503は1,ろ	0.31km		難100%	機械(人力併用)	5.8	16	(通勤起点) 宇治市役所
	折居	503は3,ほ1,は2, ほ2,と	0.83km		難100%	機械(人力併用)	5.8	20	(通勤起点) 宇治市役所
	折居	503ち	0.14km		難100%	機械(人力併用)	3.4	8	(通勤起点) 宇治市役所
	安祥寺山	20な,つ	0.03km		中100%	機械(人力併用)	9.0	29	(通勤起点) 山科区役所
	貴船山	6へ,と,イ	0.38km		難100%	機械(人力併用)	9.2	18	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	10は,11い1	0.15km		難100%	機械(人力併用)	1.8	7	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	12に,と	0.56km		難100%	機械(人力併用)	1.8	8	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	12い,ろ	0.44km		難100%	機械(人力併用)	3.0	13	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	11い1,は	0.14km		難100%	機械(人力併用)	3.4	8	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	12い	0.14km		難100%	機械(人力併用)	3.4	8	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	12と	0.43km		中100%	機械(人力併用)	3.2	8	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	神山	12ほ,へ,と	0.26km		中100%	機械(人力併用)	4.0	11	(通勤起点) 左京区役所静市出張所
	住吉山	34と	0.17km		難100%	機械(人力併用)	6.4	19	(通勤起点) 右京区役所
	住吉山	34と	0.13km		難100%	機械(人力併用)	6.4	11	(通勤起点) 右京区役所
	衣笠山	121い	0.37km		難100%	機械(人力併用)	7.4	22	(通勤起点) 北区役所
計			8.38km						

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札して下さい。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち合わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
16. 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。